

議案第70号

二宮町税条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年12月15日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

地方税法の改正に伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町税条例の一部を改正する条例

二宮町税条例（昭和50年二宮町条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第15項第2号中「4分の3」を「5分の4」に改め、同項第3号から第11号までの規定中「第15条第27項」を「第15条第26項」に改め、同項第12号中「第15条第34項」を「第15条第33項」に改め、同項第13号中「第15条第35項」を「第15条第34項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（固定資産税に関する経過措置）
- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(議案第70号) 二宮町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 1～14 (略) (固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>15 法附則第15条第2項等に規定する条例で定める割合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、<u>5分の4</u>とする。</p> <p>(3) 法附則第15条第26項第1号イに規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>(4) 法附則第15条第26項第1号ロに規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>(5) 法附則第15条第26項第1号ハに規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>(6) 法附則第15条第26項第1号ニに規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>(7) 法附則第15条第26項第2号イに規定する条例で定める割合は、<u>12分の7</u>とする。</p> <p>(8) 法附則第15条第26項第2号ロに規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>(9) 法附則第15条第26項第3号イに規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>(10) 法附則第15条第26項第3号ロに規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>(11) 法附則第15条第26項第3号ハに規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>(12) 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>(13) 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>16～33 (略)</p>	<p>附 則 1～14 (略) (固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>15 法附則第15条第2項等に規定する条例で定める割合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>(3) 法附則第15条第27項第1号イに規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>(4) 法附則第15条第27項第1号ロに規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>(5) 法附則第15条第27項第1号ハに規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>(6) 法附則第15条第27項第1号ニに規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>(7) 法附則第15条第27項第2号イに規定する条例で定める割合は、<u>12分の7</u>とする。</p> <p>(8) 法附則第15条第27項第2号ロに規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>(9) 法附則第15条第27項第3号イに規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>(10) 法附則第15条第27項第3号ロに規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>(11) 法附則第15条第27項第3号ハに規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>(12) 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>(13) 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>16～33 (略)</p>